

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け（案）

令和7年8月19日
教師を取り巻く環境整備特別部会
（第2回）
資料 1 - 2

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、
服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。
学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

趣旨の 明確化 内容的 アップデート 基本的には学校以外が担うべき業務 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務 教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務 教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※勤務時間前・下校時刻後の預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施） ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等を中心に実施） ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討） ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討） ⑩校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進） ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進） ⑫校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進） ⑬部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進） ※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画。	⑭給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応） ⑮授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進） ⑯学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進） ⑰学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討） ⑱進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進） ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）

※これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、追加で業務を見直すことも有効